

京都市病院事業条例の一部を改正する条例（平成21年6月1日京都市条例第 3 号）（京都市立病院管理課）

京都市立病院の医療機能の充実及び療養環境の向上を図るため、診療科目ごとの病床数を再編成することに伴い、次のとおり病床数を変更することとしました。

| 改正前 | 改正後 |
|------|------|
| 586床 | 548床 |

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市病院事業条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年6月1日

京都市長 門川大作

京都市条例第 3 号

京都市病院事業条例の一部を改正する条例

京都市病院事業条例の一部を次のように改正する。

別表第3京都市立病院の項中「586」を「548」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(京都市立病院管理課)